

## (4)薬物依存からの回復を支援する社会資源の調査 薬物使用に関する相談窓口

研究分担者：樽井 正義(特定非営利活動法人ぶれいす東京)

研究協力者：生島 嗣(特定非営利活動法人ぶれいす東京)

大槻 知子(特定非営利活動法人ぶれいす東京)

### 研究要旨

1年目の医療機関等における診療義務、守秘義務と通報義務の関係についての考察、2年目の日本における薬物使用の現状と対応の概観に続いて、本年度は、薬物問題に直面している人に向けた相談窓口に関する情報を調査し、薬物問題の当事者と関係者、HIV陽性者に関わる医療者や支援者に提供することを目的とした。薬物を止めたいという意思はもちながらも、使用障害のゆえに一人で対処することは困難である。さらには犯罪とされているゆえに、相談することも容易ではない。首都圏と関西圏における相談窓口の候補として、薬物問題に取り組むNGO、HIV陽性者の支援団体、使用者の自助グループ、薬物使用に対応する行政である精神保健福祉センター、依存症治療を提供する医療機関を調査対象とした。

薬物使用者とその関係者、とくに性的少数者が、通報される心配をもちずに安心して相談できる窓口を、十分な情報が得られた首都圏の相談窓口には今回は限定し、26の機関を紹介するパンフレットを作成した。調査を通じて、公的、私的を問わず、薬物問題の相談窓口はきわめて限られていることが示された。薬物使用は健康問題であるとの認識のもとに、使用とそれともなう感染の予防をはかるために、安心して気軽に相談できる窓口の充実と活用が望まれる。

### A 研究目的

地域のHIV拠点病院等の医療機関やHIV陽性者支援組織では、HIV感染と薬物使用との間の関連が注目され始めているが、HIVに関わる医療者や支援者にとって、薬物使用は健康問題であるとの認識のもとづいて薬物使用者を支えるための情報は、容易に利用できる形では用意されていない。そうした情報を収集・整理し、医療者や支援者、そして使用者やその関係者に提供することが本分担研究の目的である。

本研究の1年目には、使用が疑われる陽性者への対応において、多くの医療者が直面する問題の一つである診療義務、守秘義務といわゆる通報義務との関係について、関係法令とその解釈に関する先行研究と対応の現状とを調査し、診療義務の優先が許される論拠と守秘義務の解除に前提される要件を検討した。2年目には、そもそも私たちの社会の薬物使用に関わる現状はどのようなものなのか、それを

概観する情報を整理した。使用される薬物や使用する人の割合、警察による取締、その基となる法律と罰則等の運用、薬物使用に対する政策、地域における自助グループ等による対応について、先行する研究や白書等を調査してデータを収集し、現状の概観を助ける情報を整理し提供した。

3年目は、薬物問題に直面している人に開かれた相談窓口に関する情報を、薬物問題の当事者と関係者、HIV陽性者に関わる医療者や支援者に提供することを目的に調査した。薬物使用経験のある人の中でも、止めたい人、止められない使用障害をもつ人が数人に1人いるとされるが、障害の性質上止めるのは一人では困難である。しかし使用は犯罪とされていることから、人に相談することもできない。そうした人に向けて、薬物使用は健康問題であり、安心して相談できる窓口があることを紹介するパンフレットを作成した。

## B 研究方法

薬物使用者や関係者が安心して利用でき、また HIV 陽性者に関わる医療機関や支援組織が紹介できる相談窓口の候補として、薬物問題に取り組む NGO、HIV 陽性者の支援団体、薬物使用に対応する行政である精神保健福祉センター、使用者の自助グループ(ナルコティクスアノニマスとダルク)、依存症治療を提供する医療機関を調査対象とした。それらに関して、研究機関であるぷれいす東京と連携のある組織の情報と、インターネット等を通じて得られた情報を整理した。

(倫理面への配慮)

人を対象とする研究には該当しない。

## C 研究結果

首都圏の 4 都県と関西の 3 府県について、薬物使用者とその関係者が、通報される心配をもちずに安心して相談できる窓口を確認した。これに基づき、今回は十分な情報が得られた首都圏の相談窓口に限定し、公的ではない機関からは掲載の了解を得て、26 の機関を紹介するパンフレットを作成した(別掲)。パンフレットには、HIV と薬物使用に関する情報を提供している 2 つのウェブサイトの情報も掲載した。「HIV マップ<sup>1</sup>」と「Futures Japan<sup>2</sup>」の情報とともに、公的資金による HIV 対策研究の成果を基にしている。

1 HIV マップ HIV お役立ちナビ こころのケア・薬物・アルコール

「HIV マップ」<http://www.hiv-map.net/> 所載。「エイズ予防のための戦略研究」(研究リーダー 市川誠一 2007～10 年度)が作成し、2013 年より akta とぷれいす東京がプロジェクト MSM 首都圏グループと協働して運営。

2 Futures Japan Pickup ドラッグ(薬物)を使用している人へ

「Futures Japan」<http://futures-japan.jp/> 所載。HIV Futures Japan プロジェクト(代表 井上洋士)が 2012 年より運営。

## D 考察

薬物使用に関する相談窓口の調査を通じて、今後の改善が望まれる課題が指摘された。

NGO が運営し、実績のある電話での相談窓口は、いくつかのダルクを除けば、薬物に関わる組織と HIV に取り組む組織、それぞれ 1 つしか挙げるのができなかった。HIV 対策の個別施策層(key populations)へのアウトリーチ、当事者からのアクセスには、当事者団体がもっとも有効かつ不可欠であることは、世界でも国内でも、すでに明確に実証されている。私たちの社会では、使用者による社会資源の利用は、薬物使用が犯罪とされているために普及していない。少数で孤立している使用者への情報提供に、NGO にはさらに工夫が求められる。

首都圏 12 カ所の精神保健福祉センターは、いずれも電話相談と面談を提供しているが、薬物使用への対応には濃淡があり、それに特化した電話相談を行っているところは 3 カ所である。センターの業務は、HIV 陽性者に関わる医療機関や支援組織にはわずかしが知られていない。それを調査し、互いの連携をはかることが望まれる。

依存症治療を提供する医療機関は、東京都医療機関・薬局案内サービス「ひまわり」で検索すれば、住所に即して多数表示される。そのなかで実績のある医療機関の特定は困難であり、わけても性的少数者に対応し好評である機関として 2 つを挙げるにとどめた。このことは、そこに利用者が集中していることを意味している。利用者が容易にアクセスし受け容れられる医療機関が増加することが、とくに切望される。

## E 結論

薬物使用者とその関係者が、通報される心配をもちずに安心して相談できる窓口を調査し、十分な情報が得られた首都圏の相談窓口に限定して 26 の機関を紹介するパンフレットを作成した。公的機関である精神保健福祉センターは、いずれも電話相談と面談を提供しているが、薬物使用専門の電話相談を行っているところは 3 カ所である。私的機関としては、いくつかのダルクと、使用者、陽性者を支援

する NGO を挙げた。医療機関で性的少数者への対応の実績をもつ機関は 2 つにとどまった。薬物使用は健康問題であることを踏まえ、薬物使用者が安心して気軽に相談できる窓口の充実と活用が、薬物使用とそれともなう HIV 感染予防をはかるためには必要と思われる。

## **F** 研究発表

---

### 1. 論文発表

- 1) 樽井正義．保健問題としての薬物使用．松本俊彦他編、ハームリダクションとは何か、中外医学社：18-26, 2017.
- 2) 樽井正義．薬物使用者と医師－診療する義務と通報する義務－．精神科治療学 32 (11)：1459-1463, 2017.

## **G** 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

---

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

# 身近な人から 薬物使用について 相談されたら 2

1

## 薬物使用は健康問題です

薬物を使っていると、止められなくなることがあり、それは物質使用障害と呼ばれます。長い間、あるいは多量に使うと、幻覚や幻聴があらわれたり、命に関わることもあります。法律で規制された大麻や覚せい剤などだけでなく、市販薬や処方薬の睡眠薬、精神安定剤、鎮痛薬でも、同じことがおきます。

セックスのときに薬物を使うと、コンドームをつけるなどセーフセックスが難しくなり、HIV、肝炎、梅毒などに感染することがあります。

そして、使用の背景には、生きづらさというメンタルヘルスの問題もあります。

日本の調査では、薬物使用の生涯経験率は1%。過去1年間では0.1%で、世界全体と比べればかなり低いですが、覚せい剤使用は5万人、大麻は10万人近いと推測されています。世界では使用する人の10人に1人は止めたくない、止められないという使用障害をもつと言われています。

「ダメ。ゼッタイ。」という標語が示すように、日本では使用も犯罪として厳しく取り締まられており、2016年の薬物事犯検挙人員約1万3千人の9割は所持・使用によるものです。しかし使用障害は健康問題であり、それを治すのに必要なのは刑罰ではなく治療だという理解が、少しずつですが広がり始めています。

制作：平成27～29年度 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業  
地域においてHIV陽性者と薬物使用者を支援する研究  
(研究代表者：樽井正義)

問い合わせ先：特定非営利活動法人ぶれいす東京 研究事業部  
kenkyu.jimu@gmail.com  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-11-5 三幸ハイツ403  
地域におけるHIV陽性者等支援のためのウェブサイト  
<http://www.chiiki-shien.jp/>

発行年月：2018年3月

教えてあげてほしいこと

知ってほしいこと

それが2つあります。

2

## 安心して話せるところがあります

使うか止めるか迷っている、止めたいけれど使ってしまう、それは自分一人では難しい健康問題であり、まずは相談することがなによりです。

プライバシーが守られ、通報されることなく、安心して相談できる窓口があります。使用の問題を話し、支え合う自助グループがあり、同じ経験をして止めている人にも会えます。使わないで過ごせるように治療が受けられる医療機関があります(裏面をご覧ください)。

薬物使用は犯罪とされているので、相談すると警察に通報されるのではないかと心配になります。しかし、NGOや自助グループには通報する義務はなく、通報されることはまったくありません。

医師には麻薬と大麻の中毒を都道府県知事に通知する義務はありますが、他の薬物についてはありません。公務員である医師や医療者には、犯罪を告発する義務がありますが、しかし同時に診療する義務、守秘義務もあり、それを優先してよいと考えられています。そのような考えで薬物使用の治療や相談を提供する医療機関では、通報されることはありません。ぜひ、裏面で紹介する窓口にも相談してみてください。

## NPOによる電話相談

**ドラッグOKトーク** <http://www.ok-talk.com/>  
ドラッグの話、なんでもOKなホットラインです。  
電話 090-4599-6444 水・金 12:00-18:00

**ぶれいす東京** <http://ptokyo.org/>  
HIVとセクシュアルヘルスに取り組むNPOです。  
HIV陽性者と確認検査待ちの人、そのパートナー、家族のための  
電話相談 0120-02-8341 月-土 13:00-19:00  
HIV/エイズ電話相談 03-3361-8909 日 13:00-17:00

## 自助グループ

**ナルコティクスアノニマス**  
地域に根ざした薬物使用者のミーティングを、全国で210のグループが毎週行っています。LGBTのグループもあります。  
<http://najapan.org/>

## ダルク

薬物から解放されるための入所・通所によるプログラムを、全国の50施設が独自に行っています。詳しくは各ダルクにお問い合わせ下さい。<http://darc-ic.com/darc-list/>

日本ダルク <http://darc-ic.com/>  
電話 03-5369-2595 月-土 10:00-17:00

ダルク女性ハウス <http://womensdarc.org/>  
電話 03-3822-7658 月-金 10:30-16:00

東京ダルク/ダルクホーム <https://tokyo-darc.org/>  
電話 03-3875-8808 月-土 9:30-17:00

八王子ダルク (Web作成中)  
電話 042-686-3988 月-金 9:30-17:00

川崎ダルク <http://darc-kawasaki.org/>  
電話 044-798-7608  
月・火・木・金 9:00-18:00 / 水 12:00-18:00 / 土 9:00-12:30

藤岡ダルク <http://www.apari.jp/npo/awake.html>  
電話 0274-28-0311 月-金 10:00-18:00

## 医療機関

**国立精神・神経医療研究センター病院薬物依存症外来**  
[http://www.ncnp.go.jp/hospital/guide\\_s\\_outpatient/detail10.html](http://www.ncnp.go.jp/hospital/guide_s_outpatient/detail10.html)  
グループでの認知行動療法を、週1回行っています。  
〒187-8551 小平市小川東町4-1-1  
電話 042-346-1954 月-金 9:30-12:00 / 14:00-17:00  
メール [yakubutsuizon@ncnp.go.jp](mailto:yakubutsuizon@ncnp.go.jp)

**アパリクリニック** <https://www.aparclinic.com/>  
依存症を中心にした精神科クリニック、完全予約制、LGBT向けなどのデイケアのグループもあります。  
〒162-0055 新宿区余丁町14-4 AICビル2F  
電話 03-5369-2591 月-土 10:00-17:00

## 情報サイト

HIVと薬物使用と支援の情報が得られます。

**「HIVマップ」こころのケア・薬物・アルコール**  
<http://www.hiv-map.net/navi/mental-care/>

**「Futures Japan」ドラッグ(薬物)を使用している人へ**  
<http://futures-japan.jp/pickup/>

## 行政による電話相談

都道府県と指定都市の精神保健福祉センターで、薬物使用について相談できます。

## 全国の精神保健福祉センター一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

## 首都圏の精神保健福祉センター

東京都(3カ所)、横浜市、川崎市、相模原市、千葉県、千葉市の精神保健福祉センターでは、グループでの回復支援プログラムも行っていきます。

## 東京都立精神保健福祉センター

(千代田・中央・文京・台東・墨田・江東・豊島・北・荒川・板橋・足立・葛飾・江戸川・島しょ地域)  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/sitaya/seishin/drug.html>  
〒110-0015 台東区東上野3-3-13 プラチナ第2ビル  
電話相談(薬物問題) 03-3834-4102 月-金 9:00-17:00

## 東京都立中部総合精神保健福祉センター

(港・新宿・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬)  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/seishin\\_soudan/okomari\\_yakubuts.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/seishin_soudan/okomari_yakubuts.html)  
〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7  
電話相談(薬物問題) 03-3302-7711 月-金 9:00-17:00

## 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tamasou/soudan/drug\\_al\\_ga.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tamasou/soudan/drug_al_ga.html)  
〒206-0036 多摩市中沢2-1-3  
こころの電話相談 042-371-5560 月-金 9:00-17:00  
東京都夜間こころの電話相談 03-5155-5028 毎日 17:00-21:30

## 神奈川県精神保健福祉センター

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/cnt/f531127/#izon>  
〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2  
こころの電話相談 0120-821-606 月-金 9:00-20:45  
依存症電話相談 045-821-6937 月 13:30-16:30  
横浜市こころの電話相談 045-662-3522 月-金 17:00-21:30  
土・日・祝日 8:45-21:30  
川崎市こころの電話相談 044-246-6742 月-金 9:00-21:00  
相模原市こころの電話相談 042-769-9819 月-金 17:00-21:30  
横須賀こころの電話 046-830-5407 月-金 17:00-24:00  
土・日・祝日 9:00-24:00

## 千葉県精神保健福祉センター

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cmhc/kokoro/denwasoudan.html>  
〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町666-2  
こころの電話 043-263-3893 月-金 9:00-18:30

千葉県こころの電話 043-204-1583  
月-金 10:00-12:00 / 13:00-17:00

## 埼玉県立精神保健福祉センター

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0606/index.html>  
〒362-0806 北足立郡伊奈町小室818-2  
埼玉県こころの電話 048-723-1447 月-金 9:00-17:00

さいたま市こころの電話 048-762-8554 月-金 9:00-16:00